

第 24 回 施設・研修等分科会 議 事 録

官民競争入札等監理委員会公共サービス改革推進室

第 24 回 施設・研修等分科会

議事次第

日時:平成 21 年 6 月 18 日(火) 16:00～17:37

場所:永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

非公開(事前打ち合わせ)

「公共サービス改革基本方針」の改定(案)について

- ・調整状況等に関する報告

刑事施設への民間競争入札導入について

- ・民間事業者に対するヒアリングについて

公 開

刑事施設への民間競争入札について

- ・実施計画(案)

小幡主査 それでは、第 24 回施設・研修等分科会を開催いたします。本日は刑事施設への民間競争入札の導入に向けた議論を行いたいと思います。

公共サービス法における特例規定の整備を受けまして、次のステップとして実施に関する計画について議論をする必要がございます。本日は法務省より計画案についての説明を受けた後、議論を行いたいと思っております。

それでは、法務省の西田参事官より、まず計画案の説明をお願いしたいと思います。

西田参事官 矯正局担当の官房参事官の西田でございます。よろしくお願いいたします。

早速、お手元の資料 1 の「刑事施設関連業務に係る措置に関する計画(案)」という資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず「1.平成 21 年度実施する入札」から説明いたします。

まず【入札手続】でございますけれども、基本方針において記載されておりますとおり、民間競争入札を実施したいと考えております。

続きまして【業務の概要及び入札等の対象範囲】でございますけれども、改正後の公共サービス改革法第 33 条の 3 第 1 項各号に掲げる業務のうち、健康診断を除くすべての業務と既に刑事施設で実施しております総務系業務等の非権力的業務を対象としたいと考えております。理由は非権力的業務と権力的業務併せて実施することにより、効率的かつ効果的な業務の実施が期待できると考えているためであります。

また、民間委託の対象施設によって若干対象事業が異なりますが、民間の創意工夫を最大限に発揮して効率的かつ効果的な業務の実施が可能となりますように、警備機器や職業訓練に必要な設備等の整備、備品の調達も対象としたいと考えております。

また、被収容者に対する食事の提供、衣類・寝具の洗濯、施設内の清掃等の収容関連サービスについても、職業訓練として実施することを考えております。なお、健康診断につきましては、診療所の管理委託と併せて実施することが適当と考えておりますので、今後の検討とさせていただきたいと考えております。

次に【入札等の実施予定時期】でございます。必要な経費につきましては、平成 22 年度予算概算要求に盛り込みまして、予算が成立した後、速やかに開札して落札者を決定したいと考えております。その上でこれまで実施してきました非権力的業務のうち定型的な業務につきましては、契約締結後速やかに業務を開始し、その他の業務につきましては、設備・機器の整備、据付、調整、所要の研修等を実施するために 6 か月間程度の期間が必要となることから、平成 22 年 10 月から実施することとしたいと考えております。

次に【入札単位】でございますけれども、犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容している男子刑務所 1 施設、これは静岡刑務所を考えておりますけれども、それと女子刑務所 1 施設、これは笠松刑務所でございますが、この両施設において、総務系業務と警備業務を一括して実施するとともに、犯罪傾向の進んでいない男子刑務所 2 施設、具体的には静岡刑務所、黒羽刑務所と、女子刑務所である笠松刑務所において、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務を一括して実施したいと考えております。平成 21 年度に実施する事

業につきましては、まずは犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する刑務所を対象として、また、女子刑務所は、民間委託するに当たって保安警備上のリスクが高くない上に、依然として女子刑務所は過剰収容状態でございます。女子刑務官の超過負担の問題がございますことから、民間委託の拡充を含め必要な人的体制を整備して業務負担の軽減を図ることが喫緊の課題と考えておりますので、女子刑務所を加えたいということでございます。

それから、PFI事業のように、1つの施設において多種多様な業務を委託対象とするわけではないため、多様な業種の民間事業者がコンソーシアムを作って入札に参加することは考えておりません。コンソーシアムを組成できなければ入札に参加できないということになりますと、結果として民間事業者の参入の障壁になります。そこで、相互に関連する業務を組み合わせることで実施することにより、民間事業者が事業に参入しやすい仕組みが作れると考えております。さらに、スケールメリットを考えて、複数の刑事施設を組み合わせることで対象とすることとしております。

次に【契約期間】でございますけれども、事業の実施に必要な設備や機器も事業対象と考えておりますので、これらの耐用年数等も勘案いたしまして、平成29年3月までの7か年間としたいと考えております。

次は【入札等の対象施設・所在地】でございますが、資料2-2に書いてございまして、総務系、警備業務につきましては、静岡刑務所、笠松刑務所、作業、職業訓練、教育、分類業務につきましては黒羽刑務所、静岡刑務所、笠松刑務所でございます。22年度以降の拡大措置の検討として、実施状況の検証が地理的にも比較的容易にできる東京矯正管区管内の刑事施設を対象とすることがよいと考えております。名古屋矯正管区管内の笠松刑務所を加えた理由ですが、東京矯正管区管内の犯罪傾向の進んでいない男子刑務所は、その他喜連川社会復帰促進センターと市原刑務所となります。ただ、喜連川社会復帰促進センターにつきましてはPFI事業を実施しておりますし、市原刑務所につきましては、平成21年度補正予算により全面改築が予定されておりますので、今回の対象からは外しております。また、黒羽刑務所は、喜連川社会復帰促進センターのPFI事業契約の一環として、業務の一部がPFI事業として実施されており、総務業務及び警備業務については大幅な民間委託を実施していることから、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務のみを対象としております。

それから、女子刑務所として笠松刑務所を加えた理由を説明をさせていただきますと、東京矯正管区管内にも栃木刑務所がございますが、外国人受刑者や処遇困難な受刑者が多数収容されており、また、これまで過剰収容対策として相次ぎ増築を行っておりまして、施設構造が非常に複雑になっております。そのような点から考えますと、民間事業者の創意工夫を十分に発揮できる環境であるとは考えにくいことから、対象から外しました。その一方で、笠松刑務所は、設備、構造、施設の配置等がコンパクトでシンプルでございます。また、収容対象も比較的犯罪傾向が進んでいない者が多いことから、東京矯正管区と隣接している名古屋矯正管区管内の、笠松刑務所を選定することといたしました。

「２．平成 22 年度以降の拡大措置」でございますけれども、刑事施設の運營業務民間委託につきましては、その業務は公権力の行使にかかわるものでございますので、国民の安心・安全に直結するという観点からも、拡大措置については慎重な検証が必要であると考えております。したがって、平成 21 年度に実施する事業の実施状況を検証しつつ、官民競争入札又は民間競争入札の実施について、平成 23 年 8 月までに拡大措置について検討することが適切と考えております。

法務省からの説明は以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。これについてはこれから議論するのですが、その議論の参考とするために、事務局におきまして、民間事業者へのヒアリングを行ったようでございますので、それについての説明を先にお願ひしたいと思います。

事務局 それでは、事務局の方からヒアリングについて御説明させていただきます。このヒアリングは、今、まさに行われている計画案の審議や今後の実施要項の議論の参考とするために民間事業者の方から御意見を伺ったものでございます。資料 3 に基づいてヒアリング結果を御説明させていただきます。

対象とした事業者は、警備関係、教育・職業訓練関係、収容関連サービス関係、その他、作業・総務関係の事業者です。

まず「１ 業務の範囲」についてでございますが、現在の事業構想に盛り込まれている業務以外に対象とすべき業務があるかどうかという点について、(1) にありますように、保護関係の業務、医療事務支援業務を対象とすべきという意見がございました。

続きまして、「(2) 対象とすべきでない業務」は、民間職員の身体的危険、受刑者による籠絡の可能性のある業務は対象とすべきではないという意見、作業の受注業務については、経済状況の影響を受けやすいので検討が必要というような意見がございました。

続きまして「(3) 業務の実施に当たり、受刑者と接触する可能性」についてでございますが、接触に伴うトラブルの懸念があるので、接触を最小限にし、刑務官の立会等により民間職員の安全が確保されるようにというような意見がございました。

「２ 入札等の実施予定時期」について、「(1) 事前準備期間」については、まず「入札公告から入札まで」は、業務やリスクの分析等のために 3 ～ 6 か月程度必要という意見がございました。

「落札後、業務開始まで」につきましては、業務ごとに記載しておりますけれども、まず警備 については、機器の導入は 6 か月程度で十分だけれど、女子の警備職員の確保については 6 か月程度では困難という意見がございました。

続きまして 教育・職業訓練 については、3 ～ 6 か月程度必要という意見、それから複数施設を一括で受託するので、9 か月から 1 年程度必要という意見がございました。

続きまして 収容関連サービス については、2 ～ 3 か月程度という意見、施設改修を含む場合は 6 か月では短いという意見がございました。

2 ページ目に移ります。作業・総務等 でございますが、これは 3 ～ 6 か月程度必要

という意見でございました。

(2) の定型的業務を前倒しで実施すること、業務を段階的に開始することにつきましては、これは可能であるけれど、モニタリング内容が定まっていることが必要という意見がございました。

続きまして「 3 入札単位」でございますけれど、特に(2)に挙げておりますように、作業・職業訓練・教育・分類業務を一括して実施することについて、業務が一体不可分であり、一括実施が望ましいという意見がある一方で、作業・職業訓練、収容関連サービスと、教育・分類は分けるべきという意見がございました。

「(3) 複数施設の業務を一括して実施することについて」は、これはそこに挙げておりますように、スケールメリット、オペレーションの効率化等のメリットが得られるのではないかという意見がある一方で、所在地ごとに拠点が必要という意見、業務開始時期をずらす等の配慮が必要ではないかという意見がございました。

続きまして「 4 対象施設」でございますが、男子と女子の施設を一括することにつきまして、今回、女子が対象となるということで、より広い分野の作業の開拓が可能となるという前向きな意見がある一方で、男子施設の教育プログラムはそのまま女子施設に活用できないので、スケールメリットを期待しにくいという意見、女子の警備職員の確保が難しいという意見がございました。

「(2) 施設の規模について」は、収容人員 500 人規模の施設が下限ではないかという意見がございました。

続きまして3 ページ目でございますけれど、施設の所在地について、今回の対象施設については、施設間の距離があるので、効率化を図ることが難しいのではないかという意見がございました。

それから「(4) 既存施設の業務を受託する上で必要と考える設備・機器について」は、以下に挙げておりますような機器が必要という意見がありまして、特に警備については、効率化を図る警備機器が必要不可欠という意見がございました。

続きまして「 5 契約期間」でございますが、7 年間という期間を現在設定しておりますことについては、機器の償却期間に照らすと妥当ではないかという意見がある一方で、職員を確保・育成するという観点からは、より長期を希望される意見、その一方で10 年以上の長期契約となると事業リスクが大きくなるという意見がございました。

最後の「 6 その他」のところでございますが、まずインセンティブの設定について、各業務ごとに挙げてありますような意見がございました。

4 ページ目に移りまして、現在、PFI 事業では固定費払いとしているところでございますが、「実績払い」を導入すべき部分があるかというところを聴取しましたところ、民間でコントロールできない費用は実績払いを希望するという意見がございました。

続きまして「(2) 実施要項の策定に当たり配慮を要する事項等」でございますが、開示すべき情報として、以下に挙げておりますような情報を開示してほしいという意見がご

ざいました。特にまだPFI事業で実績のない企業については、いろいろ分析をするに当たって、こういった情報を早い段階から開示してもらうことが必要だという意見がございました。

続きまして、その下、女子職員の採用についてでございますが、これは前にも出ておりましたとおり、女子の警備職員の確保について、PFI事業のような要件を設定されると確保が難しいという意見がございました。

その他、意見がございましたので、主な意見を挙げております。

ヒアリングの結果については、以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。それでは、今の民間事業者へのヒアリングも参考になるかと思いますが、法務省の計画案とこのヒアリング結果併せまして、意見、質問等、御自由に発言お願いできればと思います。

本庄専門委員 前提的なことをまずお伺いしたいのですけれども、教育・職業訓練に関して、今、既存の刑務所では職業訓練はごく一部の受刑者しかやっておらず、教育についてもかなり密度は違って、場合によっては、例えばビデオを見ることが教育だと称されている場合もあるかと思います。それに対してPFIの施設では全員を対象としてかなり充実した職業訓練とか教育を実施されていると思うのですが、既存の施設に民間を入れた場合に、こういった内容の教育・職業訓練を想定されているのかということが1つ。

あともう一つ、過剰収容のことについてなんですけれども、民間を入れる際に過剰収容状況は解消される予定なのか、それとも過剰収容状況を前提として契約をするということなのかということをお尋ねします。

小幡主査 いかがでしょうか。

西田参事官 まず、どのような教育をどこまで行うのかということにつきましては、現在、検討を進めており、現状においては、民間協力者や職員も含めて限られたマンパワーの中でできることをやっているところであり、これからさらに民間の力を借りて、どこまでできるかとか、週何時間実施するのかとか、そのコマ数について、収容対象も踏まえて柔軟性を持たせて決めていきたいと思っています。例えば、収容分類級が同じA級であったとしても、PFI施設の受刑者と、例えば、黒羽刑務所の受刑者とでは、質の異なる面がありますので、美祿社会復帰促進センターと同じ教育を、黒羽刑務所でできるのかということもございます。どのような内容の教育をどのような範囲の者を対象として行うのかについては、施設における民間委託が実際に開始した後に、施設側の意見も聞きながら、さらに検討を進めていきたいと思っております。

また、教育、職業訓練に充てる時間については、所定の作業とのバランスも考えつつ、検討していきたいと考えております。

小幡主査 ただ、1点、入札の段階では、サービス水準ということで確定しないとかけられませんので。

西田参事官 過剰収容対策として、今までございました教室をすべて居室に模様替えを

しておりまして、物理的に教室がなくてできないという問題もございますので、その点も含めて検討しております。

それから過剰収容の話ですが、民間委託により、過剰収容が解消するわけではありませんし、施設を建てたからといって、過剰収容が即解消されるわけではありません。具体的に申し上げますと、民間事業者へのヒアリングについての御説明をうかがうと、女子の警備員をなかなか確保できないのだという話がありましたけれども、実は刑務官も同じでございます、女子の刑務官がなかなか確保できません。それから幹部も女子の刑務官も足りておりません。そのような状況の中で、少しでも民間の力を活用して、勤務している職員の超過負担を解消し、あるいは受刑者により良い処遇ができたかと考えております。

本庄専門委員 過剰収容状況はあり得るということを前提にして契約をされるということですか。

西田参事官 はい。

小幡主査 過剰収容というのは、部屋当たり人数というか、全体の面積に照らして定員より過剰ということですね。

西田参事官 そうです。

小幡主査 刑務官の定員というのは、普通は受刑者数に応じてあるのでしょうか。それが過剰だということですか。

西田参事官 それが理想でございますけれども、被収容者が増えたからといって刑務官の定員は増える訳ではありませんので、結果として負担率は増えていきます。

小幡主査 両方ですね、面積と刑務官、今、現状においては。

西田参事官 はい。

小幡主査 わかりました。今の女子刑務所については、民間のヒアリングの中で、警備業のほうでも、女性の職員というのはなかなか難しそうだと出ておりますね。例えばPFIの場合ですと、資格要件などが1年くらいですか。

西田参事官 はい。

小幡主査 それをつけるとなかなか難しいのではないかと。つまり新規採用をしても、資格を満たすまですぐ働いてもらうというわけにはいかないのだというような声が民間ではあるようですが、そのあたりは何か。

西田参事官 実際に難しい部分があるということは我々も理解しておりまして、それに代わる措置を講じて、要件を緩和できないかと考えております。例えば一定の研修・訓練を修了したとか、あるいは、経験年数が短くとも一定の研修・訓練を修了していれば良いとか、単に期間だけではなくて、それに代わるような条件がないのかということも、検討しています。

小幡主査 もう一点、落札した後の準備期間なのですけれども、6か月ではちょっと短いのではないかと、あるいはそうであるとすれば、少し段階的にということは考えられない

か。そもそも1つの業務、定型的業務は早いですよね。

西田参事官 はい。

小幡主査 そうではない部分についても、少し段階的だという声もあるようなのですが、そういうことは難しいですか。

西田参事官 現在は10月開始としたいと考えております。確かに事業者としては難しい面もあることは理解しているのですが、公設民営、つまり、国が建設してPFI事業を始めた喜連川社会復帰促進センターと兵庫県の播磨社会復帰促進センターについても、4月に契約をして10月に運営開始しております。

小幡主査 それは先ほどの特に女性職員などについてはそことセットで考えるということですね。

本庄専門委員 女子施設に男性の民間の職員というのは入れられるのかどうか。入れられるとすれば、どれくらいとかということは検討されていますか。

西田参事官 これは民間の職員だけではなくて、国の職員も同様ですが、業務を行うエリアを区別をすとか、業務内容できちんと分ければ、男子の民間職員が業務を行っても支障がない部分があるかと思えます。ただ、どうしても男性職員が業務を行うことが適当ではないところもありますので、その点につきまして、今後、具体的に検討してまいります。

本庄専門委員 可能性があるということですね。

西田参事官 はい。

荒川専門委員 民間のほうからのご指摘として、民間職員の安全の確保、接触に関するところというのは、特にPFIの事業より一層の懸念が示されるのかなと思っているんですけど、その点について、今の時点でどういうご配慮、例えば刑務官の方の立会いする方法などお考えは。

西田参事官 業務内容に応じた区分をして、危険がないような業務を委託することになります。もっとも、どのような業務についても刑務官が立会することとした場合、民間委託を行う意味がなくなってしまうので、こちらも安全面に配慮した業務区分を行いますので、民間事業者の方でも、やるべきことをきちんと実施していただきたい、そうでなければ、ある意味二重投資になる業務ばかりになるのではないかと思います。具体的にどのような業務について事業者の方が懸念しているのかが明確になれば、きちんと業務的な仕切りはできると思えます。

本庄専門委員 現在PFIの施設でやっているような形を想定されているということですね。例えば作業のときは刑務官が必ずついていると。

西田参事官 はい。

本庄専門委員 警備の人は基本的には、直接接触したり直接会話したりすることはしないということですね。

西田参事官 はい。受刑者から苦情を聞いたり、夜、申し出を聞いたりしますと、籠絡

等の様々なリスクがあります。そのような業務を委託対象とすることは考えておりません。基本的には、現在PFI施設で実施しているやり方を前提に考えていただければ間違いのないと思います。

小幡主査 多少PFIと違うのは、施設から建てたのではないということですね。、ある施設については既存のものを使ったようですけども。今回はすべて既存のものでやるから業務のやり方を新たに考える仕切り方がなかなか難しいかもしれないという、そこら辺りを多分懸念されると思うのですね。そのあたりは提示なさるときにどういうことを配慮できるかということをしっかり提示しないと、民間の参入が、私どもが以前ヒアリングしたときに多少及び腰になるみたいなところがございましたので、ぜひどのようにできるかということ、安全確保も含めて提示したほうがよろしいかと思います。

西田参事官 笠松刑務所は、収容棟出入口は閉錠できますが、収容棟内の各居室ごとには鍵がかからないつくりとなっている居室の割合が高く、そのような居室の収容棟内に民間の方が入って勤務することは難しいだろう、夜間でも各居室に鍵はかかっておらず、部屋の中にトイレがありませんので、夜間に居室から出て、収容棟内の共同のトイレへ行ったりするようなこともありますから、そのようなところは、居室ごとに鍵がかかるようにする等の改修をしない限りは、まさに今懸念されていることだろうと思います。

小幡主査 そうですね。わかりました。そのあたり、かなり細かい話になるかもしれませんが、きちんと安全確保の措置はしているということで。

それから、何の業務をしていただくかということで、例えば就労を支援するとか、福祉関係機関への連絡調整業務、あるいはレセプト事務とか、そういうものは今回対象とされないということですか。

西田参事官 いえ、例えば就労支援などについては、今でも分類業務の一環として委託していますし、業務として切り分けるのかどうかは別にして、ノウハウがある事業者であれば、当方としてもやってもらって差し支えないし、むしろやっていただきたいと思っております。

小幡主査 そうですね。そういう仕事というのはしていただいてよいと思います。

西田参事官 刑務官よりもはるかに塀の外に近い方々ですから、何か支障がない限りは。

吉野専門官 PFI事業のときは民間提案業務ということで、要求水準を飛び越えて提案として実施しているところで実績がございますので、そこを要求水準化するということも可能ではないかと考えます。

本庄専門委員 その点に関して、保護関係業務を委託する際には保護局との調整を、法務省内部できちんとしなければ、民間も非常にやりにくいのではないかと。保護観察官と民間の人がどういう関係になるのかということ、きちんとしていただかないと難しいのではないかと。

西田参事官 その点は民間事業者が困らないように実施したいと思います。

小幡主査 ほかの実績もあるようですので、それを踏まえられて業務を確定していただ

ければと思います。例えば総務業務と警備業務を組み合わせる、一括するとどういう利点があるかとか、作業、職業訓練、教育、ああいうものの組み合わせる利点、民間のヒアリングのところでも利点があるというのと必ずしもそうではないとの両論あったりするのですけれども、どのようにお考えですか。

西田参事官 総務系業務と警備業務を一括して委託対象とした理由は、共通業務が多いという点でございます。例えば、総務系業務のうち、手当や超過勤務の処理を行うに当たり、対象となる職員は警備部門の職員が大半を占めており、また、物件の調達についても、警備関係のものが一番多く、両業務を一括で行った方が、仕事が非常にスムーズに進むからです。

また、一括して委託対象とした作業、職業訓練、教育、分類については、必ず刑務官の制服を着てない職員が指導に携わるという共通点がございまして。例えば、作業では作業指導員、作業技官がいますし、職業訓練では作業指導員、講師、教育では法務教官、民間の指導員などがおり、このような共通点のあることの組み合わせは受託しやすいのではないかと考えました。

4つのPFI施設や非定型業務、非権力的な業務の委託状況も踏まえて、委託対象業務の組合せを決定しました。

本庄専門委員 ちょっとよろしいですか。

小幡主査 どうぞ。

本庄専門委員 特に収容関連サービスと教育・職業訓練という分野については、例えば給食をやっている会社を想定すると、その会社が教育とか職業訓練とかということまでカバーしていることはちょっと考えづらいように思います。結局のところ、この部分はコンソーシアム、小さいかもしれないけれども、それを組まないで参入できない場合が多いのではないかと想定されるのですが、その点はどうですか。

西田参事官 収容関連サービスについては、非常に色々な業務にかかわってくる業務なので、コンソーシアムを組まれるのか、あるいは給食関連だけでやるのかというのは、特に我々も考えてみなければならぬと思っております。ただ、収容関連サービスは、例えば給食を例にとりますと、食材の調達、その収納、献立のメニューの作成、衛生管理、実際の調理、片づけなど、刑務所の多様な業務をまたいで行うものであり、給食だけ受託するというのではなかなか回らない部分がありますので、ある程度は組んでもらわないと無理なのではないかと思っております。

ただ、職業訓練という観点から言うと、給食の調理師の職業訓練は非常にパートとしては小さいですから、他のものと比べますと、どうしてもある程度は給食に係る他の業務と組み合わせて実施する必要があります。現在、PFI事業で給食を受託している会社は色々な業務を一手に行っていることから言っても、あまり新たなことを考えなくても良いのではないかと思います。

吉野専門官 収容関連サービスは、既存の刑務所ですと刑務作業として行っています。

そういう意味では作業と収容関連サービスというのは一体のものです。それを資格取得を目指した職業訓練として収容関連サービスを行うという意味で、ここは一体の業務にすることが良いのではないかと考えております。

小幡主査 それは洗濯とか、給食というものもそうしてしまうと。

吉野専門官 調理師取得を目指した給食のサービスであったり、クリーニング師の資格を目指した洗濯の業務であったりといったような付加価値をつけた形で職業訓練化することが良いと考えます。

西田参事官 収容関連サービスも相当改修しないと民間事業者として受託できない施設があるかもしれませんので、実際の施設を見て考えている最中です。

小幡主査 どの業務をとということを含めて、具体の施設ごとにもう少し検討が必要という感じになりますですかね。

西田参事官 ただ、それも予算要求しなければいけませんので、そんなに悠長に言っているわけにいかないものですから。

小幡主査 ある程度早めにまとめないといけませんね。

西田参事官 内部の手続を考えると、半月ぐらいで結論を考えないとなりません。

吉野専門官 刑事収容施設法の仕組みでは、資質の分類という調査をして、その結果を踏まえて矯正処遇を実施することになります。矯正処遇には教育も作業も職業訓練も入りますが、そういう意味では、この業務は一連の一体のものですので、理論的に考えても一括化することがやはり良いのではないのでしょうか。分類の結果を踏まえて教育や作業を実施するという意味でもありますので、一体が望ましいのではないかと。

本庄専門委員 そこはむしろ法務省の組織を見直すことが課題かなと私は思いますけれども。今、分けていることがどうなのかということではないでしょうか。

小幡主査 お聞きしたいのは、むしろ民間の方が給食だけは組みたいと提案してくるといことが可能かどうか。

西田参事官 それも排除しないで考えないと。

小幡主査 そのところ、どういうふうに業務を組むか、全部職業訓練なのだといえれば、そこはまたあり得なくなるのかもしれない、その切り離しが。そこは決め事だとは思いますが。

西田参事官 多分おっしゃるとおり、ただ、当方としては、給食も職業訓練としてやりたいという気持ちは変わりはないのですけれども、具体的に今回対象とする施設を見て、できなければしょうがありませんし。

小幡主査 すごく難しいということであればね。

西田参事官 はい。

本庄専門委員 職業訓練をはっきり切り離す可能性もあると。

西田参事官 あるいは職業訓練やったとしても、それは給食の方がメインで、それに付随的に職業訓練がつくというような事業とするというような形も考えなければいけないの

だろうと思います。

小幡主査 そうですね。

荒川専門委員 2点伺いたいのですけれども、民間の方のヒアリングの中で、ここだけ離れているというところで、そういう意味で、今、あったようなコンソーシアムを組むことも想定しないといけないかなという意見があったかなと思っておりますので、そういう意味でのコンソーシアムを、先ほどPFIのようなコンソーシアム方式を考えてないというお話であったのですけれども、その点、どうお考えになるかというのが1点と、あとは、今、喜連川とのセットでやられているPFI事業がありますのでその事業者との関係での公平性の確保をどうするかというところは、今の時点でどういうふうな方策をお考えでしょうか。

西田参事官 今、言われたようにコンソーシアムを組む、組まないという話になれば、それは事業者の事情であると思っております。

また公平性を担保して、同じ土俵で競争してもらうことを考えなければなりませんので、今回の民間競争入札の対象をできるだけ分かりやすく提示するよう早急に検討しているところであります。

小幡主査 まだまだ議論はあるところではあるのですが、これはまだもう一回ありますよね。

事務局 はい。

小幡主査 今、いろいろ意見出ておりますし、あるいは民間の方のヒアリングからも懸念はここだとかというのが出ておりますので、引き続き法務省さんにおかれましても、本日いろいろ出された委員からの意見や、民間事業者のヒアリングを踏まえて、さらに検討いただきたいと思います。まだあまりはっきり決まらないようなところもかなりおありなようなので、一番大変なのは、業務をどういう形で出すかと。場所をどのくらい一括できるかという話もあるかと思いますが、かなり離れているので、というあたりもあるかと思いますが、さらなる検討調整を時間もないところを大変かと思いますが、進めていただきたいと思っております。

きょうのところは時間もまいりましたので、このあたりにさせていただきまして、引き続き、当分科会のほうで検討していきたいと思っております。

西田参事官 施設改修の必要性や具体的な改修箇所等を早急に検討し、委託業務の詳細をまとめていきたいと思います

小幡主査 引き続き、ご検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の議題は終了いたしましたので、これで施設・研修等分科会を終了いたします。ありがとうございました。

西田参事官 ありがとうございました。

小幡主査 事務局から次回日程を。

事務局 次回の日程はまた調整をさせていただきます。現在7月15日(水曜日)あたり

でということを今考えておりますが、各委員にまたご連絡を差し上げまして、ご都合を伺いたいと思います。その際には、また今日の続きということで、この刑事施設の関係を取り扱うということとしたいと思います。

以上です。

小幡主査 それでは、また次回よろしく申し上げます。

西田参事官 どうもありがとうございました。

以上